

意見募集案件	<p>介護保険事業に関する条例改正について</p> <p>「北広島市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例」</p> <p>「北広島市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例」</p>
担当課	<p>保健福祉部高齢者支援課</p> <p>電話 011-372-3311 内 818</p>

意見募集期間	平成 26 年 10 月 1 日(水)から平成 26 年 10 月 31 日(金)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	<p>市役所高齢者支援課及び各出張所</p> <p>北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、東記念館、図書館、</p> <p>大曲ふれあい学習センター(夢プラザ)</p> <p>市ホームページ、広報北広島 10 月 1 日号(概要のみ)</p>
意見の提出方法・ 提出先	<p>・書面(様式自由)による提出</p> <p>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか</p> <p>・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p>
	<p>保健福祉部高齢者支援課</p> <p>郵便番号 061-1192 (住所不要)</p> <p>電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-7791</p> <p>電子メールアドレス: kourei@city.kitahiroshima.hokkaido.jp</p>
検討結果の公表予 定時期	<p>市ホームページにて平成 26 年 12 月頃公表予定</p> <p>検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。</p>
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>平成 26 年 4 月 1 日から施行した北広島市暴力団の排除の推進に関する条例の基本理念に基づき、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型介護サービス事業所の従業員の人数や設備、運営、法人格の有無に関する基準を定める条例に暴力団を排除する規定を追加することとしました。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>地域密着型介護サービス事業所に関する基準を定める条例に暴力団を排除する規定を追加するものです。</p> <p>(3) その案の根拠となる法令等</p> <p>北広島市暴力団の排除の推進に関する条例</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>本条例の施行後は、市内で対象事業を行うすべての事業者が遵守すべきものとなります。</p>
対象となる政策等 の原案	別添資料のとおり。
その他	<p>・パブリックコメント後のスケジュール</p> <p>平成 26 年第 4 回定例会に提出し、平成 27 年 4 月 1 日施行予定</p>